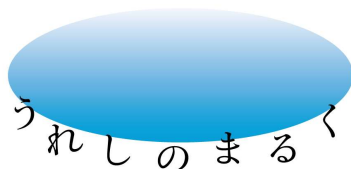


# うれしのまるく イベント出店等ガイドライン (2024年度)

うれしのまるく  
URESHINO MARUKU

指定管理者  
株式会社ビープラス



## うれしのまるく イベント出店等の受付について

2022年9月の西九州新幹線嬉野温泉駅開業後、うれしのまるくでのイベントや出店等も増え、賑わいが定着してきています。

引き続き2024年度も、より一層の賑わいを作り出す場所として、これまで出店いただいた方はもちろん、新たに出店を検討されている方も出店しやすい環境を作り出すことが重要だと考えています。

そのため、特定の申請者が占有するのではなく、新たな嬉野の賑わい創出のために誰もが利用しやすい環境を整えていきたいと思っています。

指定管理者  
株式会社ビープラス

# 1. イベント等出店受付の流れ

(1) イベントや出店を行いたい実施月（ア）を上期と下期に分けて受け付けます。  
受付期間（イ）内に所定の書類を提出し申し込んでください。  
うれしのまるくが実施するイベント期間については、申込みができない場合があります。予めご了承ください。

(2) 割付・調整・回答期間（ウ）に、申込内容の割付調整確定作業を行い、申込者に回答します。  
同日に申込が重複した場合などは、調整を行います。

(3) 調整により、希望する期間に申込みができなかった場合には、再調整期間（エ）に改めて調整を行います。

(4) 再調整期間が終了後、随時受付（オ）を開始します。各受付時間内にお申込みください。（※下記例外あり）

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
イベント実施月	受付期間	割付・調整・回答期間	再調整期間	随時受付開始
2024/4/1 ~ 2024/9/30	随時受付、各日調整	随時受付、各日調整	随時受付、各日調整	随時受付、各日調整
2024/10/1 ~ 2025/3/31	2024/6/1 ~ 2024/6/7	2024/6/8 ~ 2024/6/12	2024/6/13 ~ 2024/6/18	2024/6/19

## (5) 受付時間

上記の全ての受付時間は、各日9時～17時までとします。  
17時以降に提出されたものは、翌日に受付たものとします。

### ※【まるくアイズ前広場の出店について】

**2回目以降の出店者が単独**で出店する場合は、出店前日の午前中までの申込みを可とします。

**電話で確認後**、申込みを行ってください。（書類は前日の15時までに提出してください）

なお、**直前のお申込みでは、まるくのSNS等を使ったPRは行えません**ので予めご了承ください。

## 2. 出店エリアと出店数

### (1) 出店エリア

- ① 1号公園（まるくアイス前芝生広場）
- ② 2号公園（足湯横芝生広場）
- ③ まるくアイス前広場
- ④ 多目的交流スペース（まるくアイス内）

### (2) 出店料について

施設名	区分		使用料
観光・交流施設	多目的交流スペース	1区画	500円/時間
観光・交流施設以外の施設（屋外） （駐車場を除く。）	1区画	平日	1日当たりの売上額の20%又は 3,000円のいずれか高い額の範囲で市長が定める額
		休日等	1日当たりの売上額の20%又は 5,000円のいずれか高い額の範囲で市長が定める額
	1街区	平日	1日当たりの売上額の20%又は 30,000円のいずれか高い額の範囲で市長が定める額
		休日等	1日当たりの売上額の20%又は 50,000円のいずれか高い額の範囲で市長が定める額
電気自動車用急速充電施設			1回（30分以内）につき500円

1区画当たり（上限20㎡）  
**1店舗/1日/1,000円**  
（令和5年度に引き続き）

<参考>『嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例（別表第1（第9条、第12条、第20条関係））』より抜粋

- (3) 「区画」出店料・・・令和6年度は、前年度に引き続き、  
1区画（上限20㎡）あたり、1日1店舗1,000円とします。
- (4) 「街区」及び「多目的交流スペース」出店料・・・上記青線枠内のとおりとします。
- (5) 「電源使用料」・・・電源使用時に、**1日1口あたり500円の電源使用料**をいただきます。

### 3. 区画と街区の考え方

#### (1) 「まるくアイズ前広場」について

1事業者あたり、テント1張又はキッチンカー等の車1台（上限20㎡）＝「1区画」と換算します  
マルシェ形式の場合、集約する方（主催者＝申請者）が個別に出店料を設定した場合でも、  
1区画×店舗数の出店料をいただきます。

#### (2) 「1号公園（まるくアイズ前芝生広場）」「2号公園（足湯横芝生広場）」について

出店者の出店面積に応じて出店料をいただきます。

出店面積が、約200㎡（出店数約20店舗）を越えた場合、または、  
イベント等での会場占有面積が約400㎡を越えた場合には「街区」として扱います。

※出店面積＝出店者が出店時にテントやキッチンカー等で占有する面積（来場者通行用の通路等は含まない）

※会場占有面積＝イベント等で使用するスペース全体の面積（出店ブース以外の面積も含む）

例1：3m×3mテント使用（9㎡）、主催者が集約し5店舗出店した場合

9㎡×5店舗＝計45㎡ 1区画上限20㎡のため 45㎡÷20㎡＝2.25区画使用

1,000円×2.25区画使用＝2,250円 → **100円単位を切り上げ**

**3,000円の出店料をいただきます**

例2：3m×3mテント使用（9㎡）、主催者が集約し25店舗出店した場合、休日等利用

9㎡×25店舗＝計225㎡ 200㎡を越えているため「街区」として取り扱い

1街区休日等使用時50,000円 → **50,000円の出店料をいただきます**

## 4. 提出書類

### (1) 提出する書類

- ① 「道の駅等利用（変更）許可申請書」 ※様式第1号（第3条関係）  
出店日毎に毎回提出してください。
- ② 「出店詳細資料」  
初回申請時に提出してください。2回目以降出店時の提出は不要です。  
取扱い品目（フードメニュー等）や出店形態（テントからキッチンカー等）が変更になった場合には改めて提出してください。
- ③ 「同意書」  
初回申請時に提出してください。2回目以降出店時の提出は不要です。
- ④ その他資料  
該当する出店者は下記資料の写し（コピー）を提出してください。
  - ・ 保健所の仮設営業許可書（飲食出店者）
  - ・ 消防署の露店開設届（火気及び発電機使用時、**マルシェ等主催者は必ず毎回提出**）
  - ・ フード保険等加入証（飲食出店者）

### (2) 提出方法

うれしのまるくへ持参されるか、FAX、Eメールでご提出ください。  
Eメールでいただく場合は、データ（PDF等）でご提出ください。（画像は不可）

受付期間や時間については、前述ページをご確認ください。

## 5. 年間スケジュール

◎嬉野市及びうれしのまるく等の主催イベント予定日

### 2024年

4月 21(日)、28 (日)

5月 3 (金) ~5 (日) 、17 (金)~19 (日)

6月 23 (日)

7月 13 (土) 、14 (日) 、21 (日)

8月 9 (金) ~12 (月) 、18 (日)

9月 20 (金)~24(火)

10月 19 (土) 、20 (日) 、27 (日)

※9月下旬から10月下旬にかけて国スポPRで使用

11月 17 (日)

12月 22 (日)

### 2025年

1月 19 (日)

2月 8 (土) 、16 (日)

3月 23 (日)

左記に記載しているイベント予定日以外での出店をご検討ください。

### 注意点

①左記日程以外にも、同様のイベントが開催される場合があります。

②左記に記載されている日程についても実施スペースの調整等で出店が可能になる場合があります

③日程等が急遽変更になる場合があります。予めご了承ください。

## 6. その他

### (1) 街区使用時の交通誘導について

多数の来場が予想される街区規模のイベント主催者については、来場者や歩行者の安全確保の観点から、まるくアイズ前の横断歩道等に必ず交通誘導警備員の配置をお願いします。

### (2) 異なる主催者が同日に申込する場合について

例) 主催者A・・・1号公園（まるくアイズ前芝生広場）申込  
主催者B・・・2号公園（足湯横芝生広場）申込

出店受付は、うれしのまるくの賑わい創出を目的としていることから、同日で利用申込が重複する場合でも、街区単位でそれぞれを受け付けます。

### (3) トラブル等について

イベント開催等における来場者及び出店関係者等のトラブルについては、うれしのまるくとして、一切責任を負わないことをご了承ください。

### (4) 申請書類提出遅延について

書類提出が間に合わないなど、書類不備や提出遅延等があった場合には、申請及びイベント開催や出店を受け付けられない場合がありますのでご注意ください

### (5) 設営撤去について

イベント時間終了後は、速やかに撤収作業を行い、会場の現状復旧に努めてください。

### (6) ゴミの廃棄について

マルシェ等主催者は、ごみの廃棄に備え、イベント会場内にゴミ箱等を必ず設置し、回収してください。



## (参考) 出店エリア詳細

- ①1号公園  
(まるくアイズ前芝生広場)
- ②2号公園  
(足湯横芝生広場)
- ③まるくアイズ前広場
- ④多目的交流スペース  
(まるくアイズ内)

